

兵庫県公報

平成27年3月31日 火曜日 第15号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

労働委員会訓令	ページ
○ 労働委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令	1

労働委員会訓令

兵庫県労働委員会訓令第3号

事務局

労働委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月31日

兵庫県労働委員会会長 滝澤 功治

労働委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令

労働委員会事務局決裁規程（平成17年兵庫県労働委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「課長」を「次長、課長」に改め、同条第4号中「事務局長」の右に「、次長」を加える。

第5条第1項中「総務調整課長」を「次長」に改め、同条第2項中「総務調整課長」を「次長」に、「審査課長」を「事務局長が決裁すべき事項に係る事務を所掌する課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。